

報 告 書

御 殿 場 市

目 次

議案番号	件名	頁
報告第1号	専決処分の報告について (御殿場市営住宅の滞納家賃等の支払に関する和解申立てについて)	1

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月14日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市専第1号

御殿場市営住宅の滞納家賃等の支払に関する和解申立てについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会で議決された「市長の専決事項の指定について」第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年1月14日

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市営住宅家賃の滞納者について、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条第1項の規定により、次のとおり和解の申立てを行う。

1 相手方 【略】

2 和解事項

相手方は、居住していた御殿場市営住宅の滞納家賃等2,513,841円を本件和解金として支払う義務があることを認め、分割して支払う。